

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：行政管理局行政情報システム企画課 外

<p>施策名</p>	<p>利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進</p>	<p>政策体系上の位置付け 3 電子政府・電子自治体の推進政策12</p>
<p>施策の概要</p>	<p>ア 電子政府の推進 「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づいて、国民の利便性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指す。 イ 地方公共団体の情報化の推進 「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていく。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(必要性) ア 利用者にとって使いやすく利便性を実感できる行政サービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、申請・届出等手続のオンライン利用を促進する必要がある。 また、行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、業務・システムの最適化を着実に推進する必要がある。 イ IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。 今後は、「IT新改革戦略」、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「新電子自治体推進指針」等への対応のため、体制の確保や調査研究等が必要である。</p> <p>(有効性) ア 以下により、電子政府の推進について、一部に課題がみられるものの、取組の有効性が認められる。 平成18年3月に手続ごとにこれらの具体的な改善措置を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」を策定した。その後、各府省に同計画の着実な推進と追加措置の検討を要請、その結果、電子申告の税額控除等の様々な追加措置を盛り込む形で同計画を改定した。 電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移し、特に平成18年度の増加が顕著となっている、また、目標値の3,000万件を達成するなど、国民等利用者に広く利用されている状況がみられる。 IT化に対応した業務改革については、平成17年度までに最適化計画を策定した業務・システム76分野に加え、平成19年4月までに新たに9分野の業務・システムにおいて業務システムの集中化など様々な効率化措置とそれによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した最適化計画が着実に策定されている。 また、業務の効率化や運用経費の削減を図り、業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、業務・システムの最適化により整備される府省共通システムの共同利用化の推進を図っている。 人事・給与関係業務情報システムの導入については、平成19年度末までに各府省においてシステムを導入することとしていたが、18年度末までに2府省（うち1府省はシステム導入のみ）となっている。本最適化業務に関してはスケジュール等を含め、平成19年6月を目途に最適化計画を見直すこととなっている。 イ 都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は100%を達成しており、地域情報ネットワークの整備や公的個人認証サービスの開始、電子自治体オンライン利用促進指針の策定等の総務省の取組に有効性があつたことが把握できる。また、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は31.5%を達成している。</p> <p>(効率性) ア 骨太方針2006では、全府省の業務・システム最適化に係る投資額の削減について、2007年度の予算額を当初の予算額から2割以上削減することを目指すとされていたが、総務省が内閣官房と協力しつつ、システム構築に係る優先順位付けやシステムの機能、単価、工数等の厳正な精査等を行い、それらを踏まえて財務省が予算査定を行った結果、全府省として目標を大幅に超える3割の削減を達成した。 イ 総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針（平成19年3月20日）」を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。</p> <p>(反映の方向性) ア ①「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な推進を図るため、各府省における実施状況を把握するとともに、当該計画の目標達成に向けた追加方策を検討、②e-Govに整備した総合的なワンストップサービスへの順次の移行作業を実施するとともに、同サービスの適切な維持・管理を図ること、③策定済みの最適化計画及び「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、最適化の実施、実施の評価など、PDCAサイクルによる最適化の取組を推進、等の課題に取り組むため、・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・管理に係る予算措置、事務改善等が必要。 イ 電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進や業務・システムの効率化、地方公共団体におけるセキュリティ対策の強化、公的分野等への利用範囲の拡大などの公的個人認証サービスの利活用の検討、ICTを活用した住民参画の促進等に係る予算措置、事務改善等が必要。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方
行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進め、国民の利便性及びサービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図る。	国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	—	11.3%	15.3%	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである。
	地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率（電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率）	50%	22年度	—	11.3%	17.5%	
	業務・システムの最適化の推進	—	—	—	最適化計画76分野を策定済	最適化計画83分野を策定済、未策定3分野のうち2分野については19年度4月までに策定済。残る1分野を策定中。	
	電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数（利用件数）	3,000万件	18年度	約2,400万件	約2,700万件	約3,700万件	
	市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	—	—	31.5%（都道府県は100%を達成）	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項（抜粋）			
	第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日		「IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。			
	「今後の行政改革の方針」	平成16年12月24日閣議決定		CIO連絡会議の下、総務省において、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。			
	「IT新改革戦略」	平成18年1月19日IT戦略本部決定		国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年までに50%以上とする。			
	「電子政府推進計画」	平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定		利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、さらなる効果の向上を図る。			
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日		内閣官房が総務省の協力を得て、・・・システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007年度の予算額を当初の予算額（998億円）以下（2割以上の削減を目指す。）とする。			
重点計画-2006	平成18年7月26日IT戦略本部決定		利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進				